

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年5月13日
【会社名】	大成株式会社
【英訳名】	TAISEI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 憲司
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区栄三丁目31番12号
【電話番号】	052(251)6611(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画本部副本部長 佐々木 功
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中区栄三丁目31番12号
【電話番号】	052(251)6611(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画本部副本部長 佐々木 功
【縦覧に供する場所】	大成株式会社 (愛知県名古屋市中区栄三丁目31番12号) 大成株式会社東京本社 (東京都千代田区紀尾井町4番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2021年5月13日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年5月13日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものです。

株式併合の割合

当社株式625,248株を1株に併合いたします。

株式併合の効力発生日

2021年6月17日

効力発生日における発行可能株式総数

32株

第2号議案 定款一部変更の件

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は32株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）および第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を有する者は株式会社アイ・ケイ・ケイおよび朝日土地建物有限会社のみとなり、また本株式併合後の端数処理が完了した場合には、当社の株主は株式会社アイ・ケイ・ケイおよび朝日土地建物有限会社のみとなる予定であるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）を変更するものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2021年6月に開催を予定している定時株主総会開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年6月17日に効力が発生する予定です。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	49,374	8	2	（注）	可決（99.9%）
第2号議案	49,374	8	2	（注）	可決（99.9%）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

以上